

四條畷市障がい者地域活動支援センター業務委託仕様書

四條畷市

四條畷市障がい者地域活動支援センター業務委託仕様書

この仕様書は、四條畷市が委託する地域活動支援センター業務に適用し、受託者が行う業務の内容及び実施方法等について定めるものである。

1 業務概要

(1) 業務名

四條畷市障がい者地域活動支援センター業務

(2) 履行期間

令和7年9月1日（月）から令和11年3月31日（土）まで

(3) 適用

本仕様書は、本業務に適用する。

(4) 目的

本業務は、障害者総合支援法第77条第1項第9号に基づく事業を実施する地域活動支援センターを設置することにより、障がい者（児）等がさまざまな活動や交流の促進、必要な情報提供を行い、地域で自立した生活が営むことができることを目的とする。

2 支払

委託料の支払は各年度、4月末日、7月末日、10月末日、1月末日までに行う。ただし、令和7年度は、9月末日、1月末日までに行う。なお、支払いの詳細等については契約締結時において定めるものとする。

3 経費

委託料の内訳は、人件費、旅費、需用費（消耗品費、光熱水費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料（会場借上等）その他運営に係る経費（利用者への工賃等の支払金は除く）。これら以外は受託者の負担とする。

4 対象者

事業の対象者（以下「利用者」という。）は、本市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認めた者については、この限りでない。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者
- (2) 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

5 業務内容

利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた事業を行うものとし、利用人数が1日当たり概ね10人以上とする。

また、調理実習及び野外活動事業を、それぞれ年1回実施すること。

6 人員配置

人員配置は2名以上（1名以上は常勤とする。）とし、うち1名は専任者とする。

7 設置場所

設置場所は、四條畷市内に受託者において準備するものとする。

8 開所時間

開所は、週5日を原則とする。ただし、5日以上の開所を妨げるものではない。

9 再委託の禁止

原則、業務内容の全部又は一部を第三者に委託してはならない。第三者への委託を行う場合は、事前に協議のうえ、承認を得ること。

10 利用料

利用者の負担は無料とする。ただし、創作活動等に必要な材料費等は実費負担とする。

11 個人情報の保護

事業の実施に関しては、個人情報の保護に関する法律及び四條畷市個人情報保護法施行条例等に基づき、障がい者のプライバシーの保護に万全を期するものとし、この事業の目的以外に個人情報を使用してはならない。

12 苦情の受付

- (1) 苦情受付マニュアルを作成し、市に提出すること。
- (2) 苦情があった場合は、上記マニュアルに沿って対応するとともに市に速やかに報告すること。

13 遵守事項

- (1) 管理者は、事業従事者の資質向上のために研修の機会を確保しなければならない。
- (2) サービス提供時に事故が発生した場合は、市担当者及び家族等に速やかに連

絡をするとともに必要な措置を講じなければならない。

(3) この事業に係る経理と他の事業に係る経理を区別すること。

(4) この事業に従事する者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者に関する秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(5) 事業者及び配置された人員は、利用者への事業の提供に関する記録を整備しなければならない。

(6) 委託事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）に規定する内容を遵守しなければならない。

1.4 その他

この仕様書に明示されていない事項については、業務の性格上、必要と認められる事項については、別途協議のうえ決定する。